経済産業省

20210204貿局第1号 輸出注意事項2021第16号 輸入注意事項2021第8号 経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」(令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号)等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年2月18日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」 等の一部改正について

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」(令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号)等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別紙1の6中「パキスタン」に係る改正規定 令和3年3月16日
- 二 別紙1の6中「イタリア」に係る改正規定 令和3年4月5日

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について(令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号)

改正後

現行

 $1 \sim 5$ (略)

6 水銀に関する水俣条約の締約国等

アフガニスタン、アルバニア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、 アルメニア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワ ナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華 人民共和国(香港及びマカオを含む。)、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、 コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、 デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道 ギニア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガ ンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホ ンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、 アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、 ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、 ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、 モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オ ランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェ ー、パキスタン、オマーン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリ ピン、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、 セントクリストファー・ネービス、セントルシア、サモア、サントメ・プリ ンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポ ール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スリランカ、パレスチ ナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、 トンガ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウ ルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア

7 · 8 (略)

9 大西洋まぐろ類の保存のための国際条約の締約国及び協力的な非締約国等 アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、 ブラジル、カナダ、カーボベルデ、中華人民共和国(香港及びマカオを含む。)、 コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、キュラサオ島、エジプト、エ $1 \sim 5$ (略)

6 水銀に関する水俣条約の締約国等

アフガニスタン、アルバニア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、 アルメニア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワ ナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華 人民共和国(香港及びマカオを含む。)、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、 コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、 デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道 ギニア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガ ンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホ ンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、 アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラ トビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブ ルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシ ャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、 ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマ ーン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、カ タール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファ ー・ネービス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラ ビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、 スロベニア、南アフリカ共和国、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウ ェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、ツバル、 ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌア ツ、ベトナム、ザンビア

7 • 8 (略)

9 大西洋まぐろ類の保存のための国際条約の締約国及び協力的な非締約国等 アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、 ブラジル、カナダ、カーボベルデ、中華人民共和国(香港及びマカオを含む。)、 コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、キュラサオ島、エジプト、エ ルサルバドル、赤道ギニア、EU(欧州連合)、ガボン、ガンビア、ガーナ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、アイスランド、大韓民国、リベリア、リビア、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ロシア、サンピエール島及びミクロン島、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、南アフリカ共和国、スリナム、シリア、台湾、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、英国(バミューダ諸島、ヴァージン諸島、アセンション、セントへレナ及びトリスタン・ダ・クーニャ並びにタークス・カイコス諸島を含む。)、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベネズエラ

10 (略)

ルサルバドル、赤道ギニア、EU(欧州連合)、ガボン、ガンビア、ガーナ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、アイスランド、大韓民国、リベリア、リビア、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ロシア、サンピエール島及びミクロン島、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、南アフリカ共和国、スリナム、シリア、台湾、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、英国(バミューダ諸島、ヴァージン諸島、アセンション、セントヘレナ及びトリスタン・ダ・クーニャ並びにタークス・カイコス諸島を含む。)、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ

10 (略)

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について(平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号)

改正後							現行								
別表第6 輸出承認申請様式(輸出令別表第2-35-3(有害化学物質))及								別表第6 輸出承認申請様式(輸出令別表第2-35-3(有害化学物質))及							
び35の4 (特定水銀) の申請項目 (特定手続等運用通達5(2)及び(3)関係)								び35の4 (特定水銀)の申請項目 (特定手続等運用通達5(2)及び(3)関係)							
番	項目名	規	正	性	文字数	備考	繰返回数	番	項目名	規 規	正正	性	文字数	備考	繰返回数
1 ~ 72 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1 ~ 72 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
73	取明製業又輸業のFAX FAX			英数字	20	輸入業者の場合は、輸入業者のFAX 番号。「規制物質の分類」が「07」「08」 「09」のいずれかの場合は必須、そ れ以外は任意		73	取明製業又輸業のFAX FAX			英 <u>数</u> 字	20	輸入業者の場合は、輸入業者の <u>電話番号。</u> 「規制物質の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意	
74	取明製業又輸業の業容引細造者は入者事内			日本語	800	輸入業者の場合は、輸入業者の <u>事業</u> <u>内容。「規制物質の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意</u>		74	取明製業又輸業の業容引細造者は入者事内			日本語	800	輸入業者の場合は、輸入業者の <u>電話番号。</u> 「規制物質の分類」が「07」「08」「09」のいずれかの場合は必須、それ以外は任意	
75 ~ 126	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	75 ~ 126	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			•	•	•				•	•		•	•		

経済産業省

20210119貿局第1号 輸入注意事項2021第9号 経済産業省貿易経済協力局

「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律(平成14年法律第81号)第3条第2項の規定に基づき指定された特定外国文化財(以下、「特定外国文化財」という。)の輸入に関する確認について」(平成14年11月25日付け輸入注意事項14第51号)等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年2月18日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律(平成14年法律第81号)第3条第2項の規定に基づき指定された特定外国文化財(以下、「特定外国文化財」という。)の輸入に関する確認について」等の一部改正について

「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律(平成14年法律第81号)第3条第2項の規定に基づき指定された特定外国文化財(以下、「特定外国文化財」という。)の輸入に関する確認について」(平成14年11月25日付け輸入注意事項14第51号)等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則 この規程は、公布の日から施行する。 「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律(平成14年法律第81号)第3条第2項の規定に基づき指定された特定外国文化財(以下、「特定外国文化財」という。)の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律(平成14年法律第81号)第3条第2項の規定に基づき指定された特定外国文化財(以下、「特定外国文化財」という。)の輸入に関する確認について(平成14年11月25日付け輸入注意事項14第51号)

文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律(平成14年法律第81号)第3条第2項の規定に基づき指定された<u>特定外国文化財</u>の輸入に関する確認について

改正後

(略)

記

(略)

- 1 (略)
- 2 提出先

文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室

※なお、文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律に規定する特定外国文 化財に該当するか否かに係る照会については別途実施しておりますので、 文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室までお問い合わせ下さい。 現 行

文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律(平成14年法律第81号)第 3条第2項の規定に基づき指定された特定外国文化財(以下、「特定外国文化 財」という。)の輸入に関する確認について

(略)

記

(略)

- 1 (略)
- 2 提出先

文化庁文化財部伝統文化課

※なお、文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律に規定する特定外国文 化財に該当するか否かに係る照会については別途実施しておりますので、 文化庁文化財部伝統文化課までお問い合わせ下さい。 「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律(平成19年法律32号)第2条第4号に規定する被占領地域流出文化財の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○武力紛争の際の文化財の保護に関する法律(平成19年法律32号)第2条第4号に規定する被占領地域流出文化財の輸入に関する確認について(平成19年11月26日付け輸入注意事項19第40号)

改 正 後	現行
1 (略) 2 提出先 <u>文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室</u> ※なお、武力紛争の際の文化財の保護に関する法律第2条第4号に規定する被占領地域流出文化財に該当するか否かに係る照会については別途 実施しておりますので、文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室までお問い合わせください。	1 (略) 2 提出先 <u>文化庁文化財部伝統文化課</u> ※なお、武力紛争の際の文化財の保護に関する法律第2条第4号に規定する被占領地域流出文化財に該当するか否かに係る照会については別途 実施しておりますので、文化庁文化財部伝統文化課までお問い合わせください。